

サプライチェーン

サプライチェーン

サプライチェーン・マネジメント

調達方針

お取引先との相互コミュニケーション

セキスイハウス会労働保険事務組合

セキスイハウス協会(福利厚生制度)

施工従事者のマネジメント

社会性目標と実績

【自己評価の基準について】

○ … 目標を達成 △ … 達成できなかったが目標に近付いた × … 目標に向けた改善ができなかった

協力工事店・取引先の皆様とともに

Plan	2015年度目標	取引先との健全な関係を継続するため、「企業倫理要項」等のルールを徹底
Do	2015年度の活動内容	内部統制チェック項目の一つに下請取引に関するチェック項目を設けており、公正な取引が実施されていることを確認。方針説明会を開催
Check	評価	○
Action	2016年度目標	取引先との健全な関係を継続するため、「企業倫理要項」等のルールを徹底
	関連する取り組み	<u>社会貢献活動社長表彰</u> <u>コーポレートガバナンス・内部統制システム</u> <u>内部通報システムと公益通報者の保護</u> <u>公正な取引</u>

サプライチェーン・マネジメント

積水ハウスグループでは、すべてのプロセスにおいてお客様に質の高い製品・サービスを提供することを目標に、企業や組織の壁を超えて、全体最適を図るためのサプライチェーン・マネジメント(供給連鎖管理)を実践しています。

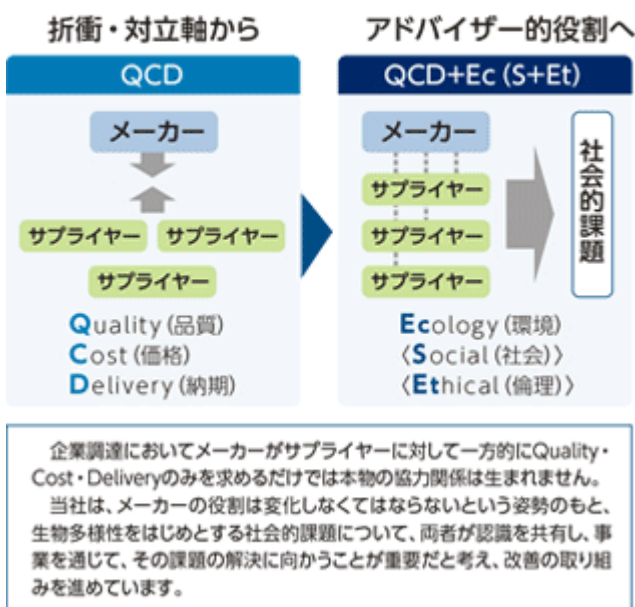
積水ハウスグループの事業は、生産から施工、アフターサービス、リフォームに至るまで、資材調達先や施工協力会社など社外の多くの方々の協力の下に成り立っています。「最高の品質と技術」で「お客様の生命と財産を守る」という使命を果たし、お客様に快適で健康な暮らしを提供するために、積水ハウスグループでは、取引先の皆様とも「運命協団体」として信頼関係をはぐくみ、そのきずなを大切にしています。さらに、企業や組織の壁を超えて、全体最適を図るためのサプライチェーン・マネジメントを実践しています。

資材調達に関しては、主要取引先に向けた「方針説明会」を開催し、資材の「最高品質」「最適価格」「最適供給」「環境配慮」実現に向けた取り組みを展開しています。

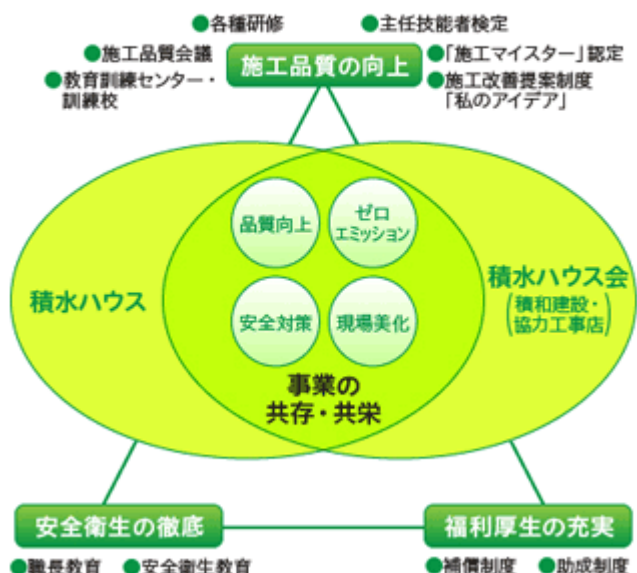
施工に関しては、積水ハウスの各事業所が地域の「積水ハウス会」(積水ハウスの施工に携わるグループ会社および協力工事店によって結成されている任意組織)と連携し、施工品質の向上をはじめ安全衛生の徹底、研修等による人材の育成、各種補償制度・助成制度による福利厚生の充実など、さまざまな取り組みを推進しています。

これからも技術・品質向上によるお客様満足向上、コンプライアンス徹底、環境配慮、災害対応と事業継続などの課題に取引先の皆様とともに取り組み、共存共栄を図りながら、持続可能な社会づくりに向けて行動していきます。

資材調達に関して

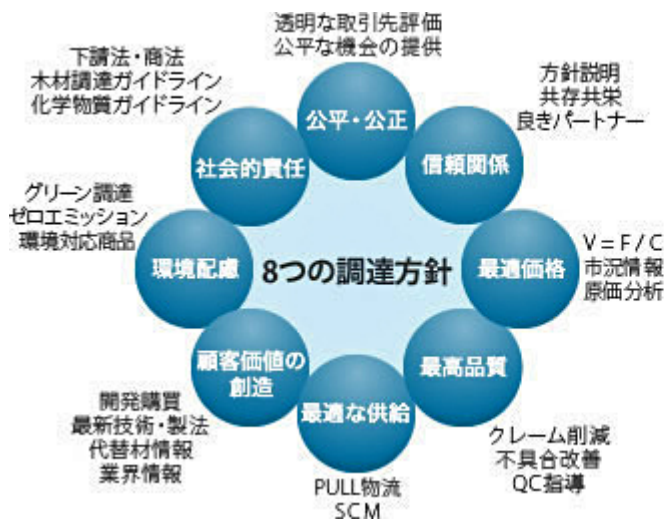


施工に関して



調達方針

積水ハウスグループでは「企業理念」「企業行動指針」に基づく調達活動を遂行するため「最高品質(Q)」「最適価格(C)」「最適な供給(D)」「環境配慮(G)」を中心とした「8つの調達方針」を掲げ、遵守・推進しています。その公平・公正な実践こそが、事業活動の重要なパートナーであるお取引先各社との信頼関係の構築と、円滑で良好な取引関係の実現につながるものと考えています。



QCD+Gの推進

原材料規格・製品仕様書に基づいて、購買・外注先の品質向上に努めるとともに、公平な評価・指導を実施する	最高品質 Q	最適価格 C
	環境配慮 G	最適な供給 D
「グリーンファースト」の視点をベースに環境配慮、快適性、経済性を追求する	供給責任を果たし、安定供給に努め、効率的な物流を追求する	

お取引先との相互コミュニケーション

積水ハウスグループでは、お取引先との連携を強化し、相互のレベルアップによる全体最適化を図るため、2015年度も継続して「方針説明会」開催、「事業継続計画」推進、「方針連携強化活動」などの取り組みを実施しました。

「方針説明会」の開催

積水ハウスでは、地域分社制を設けず、管理の一貫性やスケールメリットなどに配慮し、原則として本社で一括購買を実施しているため、調達においては本社が「重要事業拠点」に該当し、下記のとおりマネジメント、コミュニケーションを行っています。

お取引先各社の会社方針と積水ハウスの調達方針との整合性を図り、相互理解を深めるために、主要なお取引先約150社に参加いただき、年1回の「方針説明会」を開催しています。積水ハウスグループの経営概況、中期経営計画、調達方針を説明の上、最新の改善活動の事例を紹介し、お取引先の活動の指針となる情報を発信しています。また、品質・コスト・供給+環境対応等についての評価基準に基づき「取引先評価」を実施した中からベストパートナーを選出し、最優秀会社賞として表彰しました。

併せて「改善事例発表会」を開催。各社の企業体質改善活動などの好事例を発表いただき、お取引先が相互に刺激し合い、気付きを得る場として生かしています。



年1回の「方針説明会」で、積水ハウスグループの経営概況、調達方針などを説明

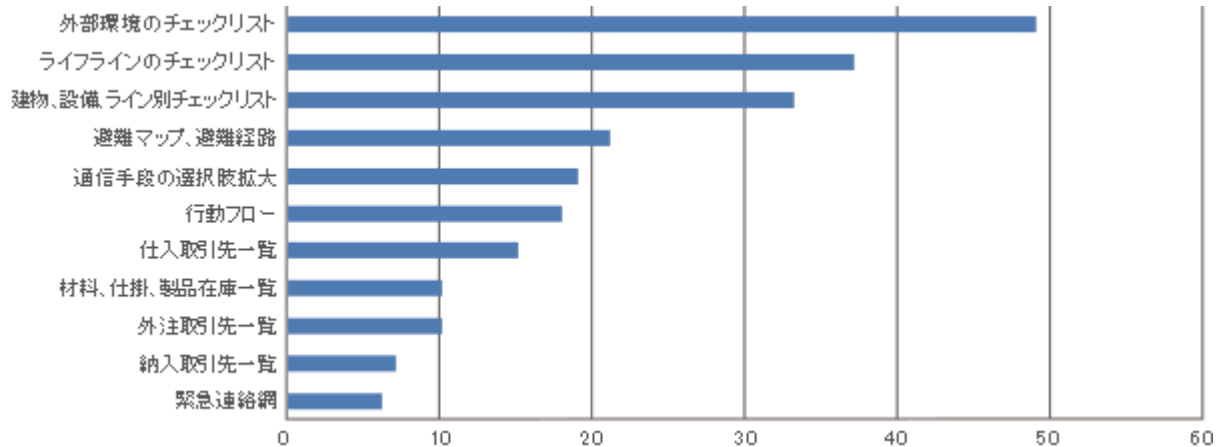


ベストパートナーを選出し、最優秀会社賞として表彰

BCP(事業継続計画)の推進

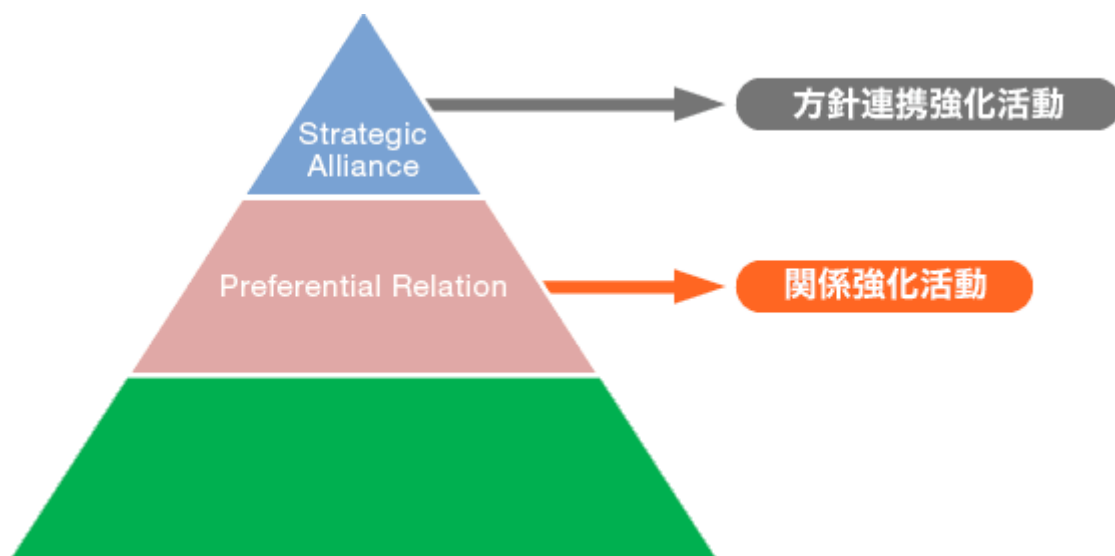
東日本大震災以降も、電力抑制、タイ洪水や尖閣諸島の海外生産リスク、大雪など、事業継続を困難にするさまざまな事象が発生しています。2015年度も前年に引き続き「災害初動体制訓練」を実施しました。訓練を通じて、お取引先各社のBCM(事業継続マネジメント)の現状を確認するとともに、迅速な情報収集および対策の早期立案ができる体制へのステップアップを図っています。

BCPの改善の必要性を感じている項目（お取引先アンケートから）



「方針連携強化活動」「関係強化活動」の推進

お取引先と積水ハウスの方針を共有し、活動のベクトルを合わせるとともに、社内関連部署の連携を円滑化することにより、大きな改革・改善を推進する活動「方針連携強化活動」を展開しています。2014年度からは、対象取引先を拡大し、「関係強化活動」を追加実施しています。



お取引先の企業体質改善をサポート

企業にとって競争力の源泉は優良な原材料や設備に由来します。積水ハウスにおいては、これらを供給いただくお取引先とともに成長することを重視してマネジメントを行っています。

お取引先各社の品質の向上・クレーム削減・企業体質改善を目的に、主要なお取引先への「工場訪問」と「QC（品質管理体制）診断」を継続的に実施しています。積水ハウスの工場による出向検査も実施しており、お取引先各社の現状に応じた体質改善をサポートしています。

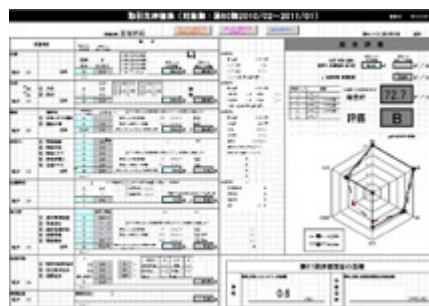
「取引先評価」の実施

公平・公正な取引を行うため、1998年から「取引先評価」を実施しています。2009年からは、お取引先の体質改善に役立つように評価結果を開示しています。評価は資材部と開発・生産部門が連携して実施し、定期的に評価項目や基準を見直しています。単なる評価にとどまらず、お取引先におけるPDCAをより実践的なものとし、具体的な改善行動につなげていくことを第一の目的としています。優れた成果を上げたお取引先に対しては、前述の「方針説明会」にて表彰を行っています。

今後もより透明性の高い「取引先評価」の実施とともに、お取引先の体質強化支援と公平・公正な取引を維持継続していきます。

評価に際しては、全件に対して環境クライテリアを考慮した上で、結果のみで一律に選別するのではなく、指導による改善を促すプロセスマネジメントを重視しています。

取引先評価表



評価項目に基づき、A～Eの5段階で総合評価。
バランスチャートを用いて強みと課題を可視化

「方針」を推進するための考え方

上記の「方針説明会」「方針連携強化活動・関係強化活動」「取引先評価」「日常活動」の各項目の役割を明確にした上で、PDCAのサイクルを強化し、「方針管理」の考え方に基づいて推進しています。



セキスイハウス会労働保険事務組合

積水ハウスの協力工事店の方々の労務管理向上施策の一環として、積水ハウス会(施工協力会社事業主の団体)を母体として、全国16カ所に労働保険事務組合が設けられています。

「セキスイハウス会労働保険事務組合」は、各地域の積水ハウス会を母体とし、その事業の一環として、労働保険(労働者災害補償保険、雇用保険)に関する事務手続きを代理で行う団体です。事業主の法的義務を果たし、福祉の充実を図ることを目的に運営されている、厚生労働大臣の認可団体です。1977年に発足し、現在は全国に16の事務組合があります。

「セキスイハウス会労働保険事務組合」では、施工協力会社事業主が行うべき各労働保険の事務手続きを代行することにより、事業主の事務処理労力の軽減と、従業員等が安心して働ける環境づくりをバックアップしています。

労働者災害補償保険(労災保険)は本来、労働者の業務上や通勤途中での負傷・疾病・障害・死亡等に対して国が保険給付を行う制度です。しかし、労災保険が適用されない事業主・一人親方・家族従事者に対して、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人に任意加入を認めています。これが「労災保険特別加入制度」です。この制度に加入することにより、保険給付の適用を受けることができます。各「セキスイハウス会労働保険事務組合」は、この制度への加入窓口業務も担っています。

さらに、独自制度として労災上乗せ補償制度も扱っています。

■「セキスイハウス会労働保険事務組合」所在地



全国16カ所に設置

セキスイハウス協力会(福利厚生制度)

「セキスイハウス協力会」は、積水ハウス株式会社を含む全国の施工協力会社が集まって組織されている任意団体です。会員が一体となって福祉、雇用管理、安全衛生、経営の健全性確保、技術・技能の向上などに資する事業を行うことより、社会的使命の達成に寄与することを目的としています。

1982年に設立された「セキスイハウス協力会」は、施工協力会社における福利厚生の推進、雇用管理の指導や援助を行い、雇用環境の改善と福祉増進を図っています。さまざまな補償制度の管理・運営や、専門知識習得に役立つ情報発信などを行い、施工従事者に安心して仕事に取り組んでいただける環境を提供しています。

また、積水ハウスでは、建築現場に専属的に従事していただく施工協力会社の雇用管理向上のための支援、施工従事者の福祉充実のため、「積水ハウス株式会社助成金制度」を設けています。2015年度の助成金額は、10億3676万4100円でした。

「セキスイハウス協力会」が運営管理する諸制度

【セキスイハウス建築現場補償制度】

建築現場での災害(事故等)発生時における施工協力会社の経済的損失の軽減を目的とした補償制度。制度加入には「セキスイハウス協力会建築現場補償制度適用申出書」の提出と、拠出金(工事代金の1万分の5のうち10%はセキスイハウス協力会事務費)の負担が必要。

① 業務上災害弔慰見舞金補償制度

施工従事者が業務上災害により死亡・障害等の労働災害を被った場合の法定外補償(国の労災認定が必要)

② 第三者損害賠償補償制度

過失により近隣、施主、通行人等の第三者に損害を与えた場合の損害賠償を補てん

③ 現場盗難事故補償制度

建築現場内で道具、工具等の盗難に遭った場合の損害による費用を補てん

④ 事業主死亡弔慰金制度

拠出金を負担している一次施工協力会社の事業主(70歳未満)が亡くなった時、弔慰金を遺族に支給

⑤ 特別弔慰金制度

施工技能者、施工管理者が積水ハウスの現場にて私傷病(労災認定なし)で亡くなった時、弔慰金を遺族に支給

【入院補償制度】

私傷病による休業および入院(手術)費用等の本人負担を軽減するための団体保険制度(施工従事者が任意加入)。

【がん保険制度】

がん、またはがんを含む病気での入院(手術)・治療費用等の本人負担を軽減するための団体保険制度(施工従事者が任意加入)。

【積立年金制度(拠出型企業年金制度)】

積水ハウスの現場に専属的に従事する方が、老後や退職後の生活基盤をつくるため、自己負担分と施工協力会社奨励金を毎月一定額積み立てる個人年金制度(施工従事者が任意加入)。

【主任技能者技能奨励金制度】

積水ハウス独自工法の基礎・外装・内装工事に継続的に携わる専属的現場従事者の技能取得意欲と有資格者の品質向上への尽力に対し、所定基準を定め、奨励金を支給する制度(満65歳まで)。

【在職功労金制度】

積水ハウス独自工法の基礎・外装・内装工事に継続的に携わる専属的現場従事者の長年の労への感謝と一層の活躍を期待し、所定基準を定め、功労金を支給する制度(満65歳まで)。

【健康診断補助金制度】

一次施工協力会社が健康管理の一環として実施した定期および特殊健康診断において、所定要件を満たした専属的現場従事者の健康診断費用の一部を補助する制度。

【積立年金助成金制度】

セキスイハウス協力会積立年金制度を導入した施工協力会社の奨励金の一部を補助する制度。

【新人職方訓練校修了助成金制度】

次世代の職方を育成するために、施工協力会社が新人を雇用し、積水ハウス訓練校に派遣して躯体外装・内装施工コースを修了する等の所定要件を満たした場合、施工協力会社に対して費用の一部を助成する制度。

施工従事者のマネジメント

積水ハウスの施工に携わる施工従事者のマネジメントは、法令遵守徹底、施工品質向上、CS(お客様満足)向上、安全衛生管理、福利厚生増進などの観点から重要です。2005年から「積水ハウス施工従事者データベース」を構築・運用し、施工従事者情報の収集・管理・利用等の合理化を図っています。

積水ハウス(グループ会社を含む)の施工現場において施工に従事いただく方に関する情報(「施工従事者情報」)を収集して「積水ハウス施工従事者データベース」を構築し、各種法令(労働基準法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、労働安全衛生法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律など)の要請に応え、その徹底強化を図るとともに、福利厚生の増進、施工品質およびCSの向上などに役立てています。

「積水ハウス施工従事者データベース」を適切に活用するため「施工従事者情報取扱方針」を定めています。この取扱方針に従って、施工現場で重要な役割を果たしている子会社や本社工事店・広域工事店等の一部の事業者に対し、それぞれの傘下の施工従事者情報を提供し、品質管理や安全管理などを支援しています。これらの事業者を「施工従事者情報管理事業者」といい、当該傘下の施工従事者情報の収集・管理・利用を認めています。

「積水ハウス施工従事者データベース」は積水ハウスの施工部安全指導室長を運用統括責任者とし、各現場での直接の運用は、積水ハウスの各事業所においては総務責任者、施工従事者情報管理事業者においては代表者の責任において、適切な管理の下で行っています。データベースのシステム構築・維持は積水ハウスのIT業務部が担当しています。

「積水ハウス施工従事者データベース」の利用目的

① 施工従事者の安全衛生管理

- 労働災害への対応
- 現場への入場、退場管理
- 安全衛生教育受講記録の管理

② 施工品質管理およびCS向上

- 有資格者と無資格者の区別による合理的な施工制度の実施
- 主任技能者検定受検資格対象者の管理
- 施工体制合理化のための施工従事者状況の把握と分析

③ 施工従事者の福利厚生の増進

- 在職功労金対象者(支給含む)の管理
- 主任技能者技能奨励金対象者の管理
- 福利厚生諸制度の加入状況の管理
- 健康診断記録(受診日と受診会場)の管理

④ 施工体制の分析と検証

- 施工現場環境改善のための施工従事者状況の把握と分析
- 年齢構成の把握と高齢化対策の検討

⑤ 各種法令の要請の趣旨に沿った利用

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に沿った支払賃金方式による労災保険申告のための施工従事者状況の把握

⑥ 上記各目的に付帯する事項